号 外 (\equiv) 平 成二十五年 十 二 月二十四日

規

則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

(地域福祉国保課)

_~;

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

目

次

規

則

岐阜県知事 古 田

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県規則第百五号

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正

「保護決定(変更)通知書」に改める。 第五条の見出し中「開始」を削り、同条第一項中「保護開始(変更)決定通知書」を

第十六条の次に次の一条を加える。

(医療機関等の指定申請書等)

第十六条の二(省令第十条第一項の申請書は、生活保護法指定医療機関(助産師・施術

者) 指定申請書 (別記第三十四号の二様式) によるものとする。

2 省令第十四条第二項の届書は、同項第一号の場合にあつては生活保護法指定医療機 関(助産師・施術者)名称等変更届書(別記第三十四号の三様式)によるものとし、

同項第二号の場合にあつては生活保護法指定医療機関 (助産師・施術者) 廃止等届書 (別記第三十四号の四様式)又は生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)再開届

(別記第三十四号の五様式) によるものとする。

3

省令第十四条第三項の届書は、生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)処分届

(別記第三十四号の六様式) によるものとする。

省令第十五条の届書は、生活保護法指定医療機関 (助産師・施術者) 指定辞退届書

平成二十五年十二月二十四日

毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

号 外

発行

号夕	\ (3)	岐	阜	県	公	報	平成25年12月24日	(2)
							別記第一号様式を次のように改める。	5

第1号様式 (第2条関係)

面接 記録票

面接場所等
事務所・居宅・電話・病院・その他

面	接	日	時					年	J	月	日	面	接	員	1							
受	付	番	号									面	接	員	2							
-	/早	護	*	住	所																	
女	TAT	一一	13	氏	名							電	話	番	号							
				住	所																	
来		訪	者	氏	名							電	話	番	号							
				関	係																	
世	帯	構	成		続柄		I	夭	名		性	別		生年	月日	1	年曹	₹\$		備	考	
				1																		
				2																		
保		護	歴	有・	無	前回	廃 止	時か	5 C	期間	:			(前「	回廃	上 年	月	:)	
4	26	状	台长	預貯	金・	現 金	等の	保有	伏 況													
の		. 1八 判	断	ライ	フライ	ンの	停止・	滞納	状況													
0)		71)	E71	国民	健康	保険	等の	滞納	伏 況													
相	談	理	由																			
面	接	内	容																			
				年	金	国民年	F金・J	厚生年	金・	共済組1	合・そ	この	他									
他			法	手	当	児童引	F当・!	尼扶手	当・化	傷病手	当金・	労	災目	F当:	金・	雇用	保険金	≩• ₹	その化	ţ		
שו			冱	医療	呆険	国保・	後期	・雑高	社会(保険・・	その他	t										
				介護	呆険・	その他	t															
住			居	自家	・借家	・借間	引・同点	居・借	地・伯	也				家	賃・	間代	・地代	t				円
資			産	7	不動産		不	助産担	保		車				仔	碘			そ	の他	ļ	
貝			烓																			
負			倩	福	业貸付	金	f	昔入金		住?	= 디	-ン			車口	1-)	ソ		その	他負	債	
貝			貝																			
±	盖	義務	老	E	名				1	住 /	听							電話	番号	}		
3/	R	₹ % 17.	1 1																			
制	度	の説	明	実施	(保護	のしま	うり等	:配布	・未	配布)	・未写	ミ施										
				ı	申請書	受理 ·	・相談の	かみ (収入	多・他	去・後	負日	再村	目談	•	医療	機関へ	連絡	各・そ	<u>-</u> の(也	
面	接	の結	果																			
_	•			交付	皇稻	(早割	* 由語	■ . 同	音畫	・資産に	h 生 3	E .	IIV)	\ ф	生主	. #	卷盖系	2字日	日寸重	E		
				الزائخ	= 73					細書・						37	. ह्य क्या	ר בר מ	·₩			
申	請	意	思							有	·	無	Ħ									
		の月	£ 🖪																			
Щ	女员	ミリング	兄	緊急	小理の	必要性	± 7	有 無														

第3号様式 (第2条関係)

保護決定調書

地	区名	ケース番	ス番号 世帯主名		3	支払方法		異動内容	適	用	年 月	日
申請	青受理簿	į	習	号登載簿		金品支給台	分帳		統計資料		医療	
決裁	所長	課長	係長	担当	į	起案年月日		決裁	年月日		発送年	月日
裁	長	長	長	当								

保護 決定 伺 調書のとおり決定し例文により通知してよいでしょうか。

開廃等の理由・通知案

最低生活費認定欄

NO	名前	性別	年		基準		第一	加	加算	学	基準額	授業料	经合	通学費	经付全
140	Hay	別	쉞	生活	級地	冬	類費	算	額計	年	(学級費含)	JXXTT		起于英	WHIJAK
								1							
·		·	·		·	·				·					
·		·····	·····	·		·····	·								
		ļ	ļ			·	ļ								
		ļ	ļ		ļ	ļ	ļ			ļ					
						l				[

	二類 居宅		

期末 期末 居宅 別居

生活 費計

施設 事務費

介護保険加算 (再掲)

ランダネタが

	以八九三尺計構													
NO	名前	収入 金額 (1)	収入 金額 (2)	収入 金額 (3)	収入 金額 (4)	収入 金額 (5)	手持金	未成年	新規	実 費 控除	特別 徴収額 (再掲)	基礎控除	他 控除	認定額

扶助額決定欄

種類	最低 生活費	収入 充当額	扶助額
生活			
住宅			
教育			
生業			
合計			
一時			

一時扶助内訳	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
(再 掲)								

一時扶助継続認定額

種	類	生活	住宅	教育	生業	一時	合計	本人 支払
月分式	を給額							
月分式	を給額							
月分式	と給額							

収入充当 合計	本人支払 充当	施設 事務費	事務費追給

第18号様式 (第5条関係)

 第
 号

 年
 月
 日

樣

振興局等の長

保護決定 (変更) 通知書

生活保護法による保護を次のとおり

したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種	類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合	計	本人支払額
月分支給	・追給額							
月分支給	・追給額							
月分以降	支給額							

一時扶助の内訳 (再掲)

4	1 1 1	住	宅	教	育	介	護	医	療	出	産	生	業	葬	祭

別途送金額 施 設 事 務 費

介護扶助自己負担月額 円 (事業者名 円 (事業者名)

円(事業者名

医療扶助自己負担月額 円

2 扶助金支給日

定例支給日は毎月 日 (休日のときはその前日)、追給支給がある場合の支給日は毎週 曜日です。

- 3 保護の の日
- 4 保護を した理由
- 5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜 県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60 日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。)。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において県を代表する者は県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のからまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号の2様式

(第5条関係)

椞

振興局等の長

件

回

中市

保護申請却下通知書

由で保護できないため却下します。 件 回 日付で申請された生活保護法による保護については、 下記の理

쌝

N この通知が申請後14日を経過した理由

報

掛下の理由

- ら起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 ことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日か して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつた この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算
- 2 おいて県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起 消しの訴えを提起することができなくなります。)。 月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取 することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か たことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟に 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつ

を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき

必要があるとき。 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(7)

第18号の3様式 (第5条関係)

燕

振興局等の長

年

回

中市

保護廃止(停止)決定通知書

護を次のとおり 併 回 . 旧 したので通知します。 号により、決定通知した生活保護法による保

- した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他

併

回

併

回

Ш

廃止する時期

ω

2

停止する期間

回

年

Ш

廃止・停止の理由

- ら起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつた この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算 .とを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日か
- 消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から 月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取 おいて県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起 えを提起することができます。 ずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴 することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か たことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟に 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつ までのい

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき

必要があるとき 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(9)	平成25年12月24日	岐	阜	県	公	報					号	外	(3)	
			える。	_	みなたかいにの補海洋粛な呼めが に改め、別記第三十四号様式の次に次の六様式を加	」 扶養は生活保護に優先して行われ	りさましては、保護の米圧工必要がありまりので、 められますので、別紙扶養 について、別紙扶養届書によりご回答ください。	「生活保護法では民法に定められた扶養義務者による 扶養(援助)を優先的に受 るものとされております。 や こまましては、になったかし、実際が表現されています。	を行う一方、その世帯の自	あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認届に記入の上回答してください。	児詰覧ニ十一単数日午 けることが前提となつています。		- 生活保護法は、対象者の生活困窮程度に応じて必要な保護立助長を目的としています。	+:4:4:1
					200			81				9		Lee

第34号の2様式 (第16条の2関係)

「医療機関」 生活保護法指定 助 産 師 指定申請書 施 術 者

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の 規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第49条(生活保護法第55条において準用する 場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

(ふ 名	IJ		が	な) 称									
所		在		地	(〒)							
連		絡		先	電話番	号()					
管	理	者	氏	名					機関等				
診	療 (業務	の	科 種 類	目									
					担	当科名等		氏	名			医籍登録番号	等
勤務?	する医師 m等	F, E	村医 自	師又は									
*ANI	ih 43												
健身指	長 保 降 定	炱 污	も に 期	よる 間	有・無		年	月	日から	年	月	日	
	保険法 又は介記						年	月	日指定				

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

申請 (開設) 者

氏 名

(印)

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類を提出する場合には、貴機関の医師、歯科医師、薬剤師、助産師又は施術者の免許証の写しを 添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、岐阜県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。 記載要領
 - 1 病院、診療所又は薬局が申請する場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が申請する場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が申請する場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください(「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」には、本人についてのみ「氏名」及び「医籍登録番号等」を記載してください。)。

医師、歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が申請する場合には、

本人について「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」のみを記載してください (助産師又は施術者にあっては、「担当科名等」に「助産」、「あん摩」等と記載すること。)。

- 2 印のところは、不要のものを で消してください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な 名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」の ように記載してください。
- 4 「管理者氏名」は、医療法等により届出等を行つた管理者の氏名を記載してください。
- 5 「医療機関等コード」は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。申請中の場合は、右枠外に「申請中」と記載してください。
- 6 「診療科名」は、医療法第70条第1項に掲げられたものとし、複数ある場合は同項の記載の順序に従つてください。また、「業務の種類」は、「指定訪問看護」「指定居宅サービス (訪問看護)」、「薬局」、「あん摩」等と記載してください。
- 7 勤務する医師等の記載は、診療科名記載の順序により、欄が不足するときは、別紙に記載して、この申請書を添付してください。
- 8 「医籍登録番号等」は、医師にあつては医籍登録番号、歯科医師にあつては歯科医籍登録番号、薬剤師にあつては薬剤師名簿登録番号、助産師にあつては助産師名簿登録番号、あん摩マッサージ指圧師にあつてはあん摩マッサージ指圧師名簿登録番号、柔道整復師にあつては柔道整復師名簿登録番号を記載してください。
- 9 「健康保険法による指定期間」は、有無いずれかを で囲み、指定期間を記載してください。
- 10 申請 (開設) 者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し代表者印を押印してください。

第34号の3様式 (第16条の2関係)

「医療機関」 生活保護法指定 助 産 師 日 名称等変更届書 施 術 者

次のとおり変更しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第55条において準用する場合を合む。)の規定により届け出ます。

在
在 地
の ft
年 月

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称(氏名)又は所在地(住所)に変更があつたとき、所要事項を記載して提出してください。

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業 所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施 術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要のものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の4様式 (第16条の2関係)

「医療機関」 生活保護法指定 | 助 産 師 | 廃止等届書 施 術 者 |

次のとおり (廃止・休止) しましたので、生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) 第50条の2 (第55条において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

指定	番		号						
指定医療機関等	名		称						
関等	所	在	地						
ı	棄 止	・休止年	F月日		年	月	日		
		廃止・休」 の 理 的							
		託 患 者							
		期の見通し 江の場合							

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業 所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施 術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の5様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 助 産 師 再開届書 施 術 者

次のとおり再開しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第55条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指定	番			号	
指定医療機関等	名			称	
関等	所	在	E	地	
休	止	年	月	日	年 月 日
再	開	年	月	日	年 月 日
再	開	Ø	理	曲	

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業 所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施 術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「休止年月日」は休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載 してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の6様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 助 産 師 処分届書 施 術 者

報

次のとおり生活保護法施行規則(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第14条第3項の規定により届け出 ます。

指定	番	号	
指定医療機関等	名 称(氏	名)	
機関等	所在地(住	所)	
処分	∂の種類及びその	の年月日	

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

A

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、次の場合に速やかに提出してください。

病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合

医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合

助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業 所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施 術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「処分の種類及びその年月日は」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた 年月日を記入してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の7様式 (第16条の2関係)

「医療機関」 生活保護法指定 助 産 師 指定辞退届書 施 術 者

次のとおり生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) による指定を辞退したいので、生活保護法第51条 (同法第55条において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番名所	在		号称地	
辞	退	年	月	日	年 月 日
委措	託景		等状	の況	

年 月 日 岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

(FI)

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。医師若しくは歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、「番号」「辞退年月日」及び「委託患者の状況」を記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。